

ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業（国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業）（令和5年度）公募要領

1. 事業名

ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業（国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業）（令和5年度）

2. 趣旨

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（東京2020大会）に向けた国際約束として日本政府が推進してきたスポーツ・フォー・トゥモロー（SFT）プログラム（2014年度から2021年度まで実施）は、官民の連携協力により世界の204か国・地域、1,300万人以上（2021年9月末時点）の人々にスポーツの価値を伝え、オリンピック・パラリンピックムーブメントを拡大してきた。この取組により、スポーツを通じて日本の存在感を世界に示すとともに、国際的な課題である持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けて貢献してきた。

東京2020大会のレガシーを継承し、SFTプログラムの下で構築されたスポーツ国際協力に必要な官民協力体制をさらに発展させるとともに、日本の強みを生かしたスポーツ国際協力事業を行うポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業（ポストSFTプログラム）を2022年度から実施している。このポストSFTプログラムの下での2023年度新規事業として、「国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業」を下記のとおり実施する。

3. 事業の内容

《Aタイプ：オリンピック競技等における海外アスリート支援に取り組む団体》

事業の委託を受けた団体（以下、「委託事業者」という。）は、以下の内容について実施するものとする。

- (1) 紛争等国内の情勢により、自国内で十分な練習環境が確保できない海外アスリートによる日本及び近隣のアジア地域で競技大会への出場等を目的として日本国内で行う合宿やトレーニング等の支援に取り組む中央競技団体（NF）に対して、活動費用の支援や情報提供を含む必要な支援を行う。
- (2) 委託事業者から支援を受けたNFは以下の事業内容を実施するものとする。
 - ① 渡航支援
（1）に規定した海外アスリートや帯同するコーチ、その他スポーツ庁と協議の上必要と認められる者（以下「アスリート等」という）の渡航を支援する。（例：日本⇄当事国間、日本⇄競技大会開催地間）
 - ② 日本国内滞在中の支援
支援対象となったアスリート等が日本国内で実施する事前・事後の合宿及び練習会場における必要経費、移動や滞在、通訳、受入団体・自治体等との交流等に必要経費を支援する。
 - ③ 事業終了後速やかに、事業報告書及び書証類を委託事業者へ提出する。
- (3) 委託事業者は、（1）のNFを募集する。
- (4) NFは申請時に、支援対象とするアスリート等、支援方法や時期、支援対象とす

る活動、支援経費内訳、競技大会等への参加予定を含む実施計画を委託事業者へ提出することとする。なお、支援対象のアスリートは以下の1.から3.の競技大会に出場すること、または4.に該当することを条件とする。

1. 公益財団法人日本オリンピック委員会加盟競技の国際競技連盟が主催又は公認等すること。
 2. 公益財団法人日本オリンピック委員会加盟競技各競技団体が主催、共催又は主管等すること。
 3. 観客数10,000人以上又は参加国数10か国以上が見込まれること。
 4. 上記1.から3.の競技大会への出場がない場合、相手国政府等からの書面での依頼が確認できるなど、スポーツ国際協力を通じて本邦のプレゼンス向上に資すると認められる事業であること。
- (5) NFから提出のあった実施計画を委託事業者において審査し、スポーツ庁と協議の上、採択団体及び支援対象経費を決定する。
- (6) 委託事業者からNF一団体当たりへの支援金額は4,500千円を上限とする。ただし、スポーツ庁との協議の結果、特段の必要があると認められる場合はその限りではない。
- (7) 採択されたNF及びスポーツ庁と協力し、本事業の広報活動を行う。
- (8) 事業結果説明書の提出
事業結果説明書には上記の内容を反映するとともに、以下の内容を含むこと。
1. 支援の様子がわかる写真
 2. 支援対象となったアスリートの成績
 3. 事業実施対象のNF、アスリート等における事業への満足度等聞き取り
- (9) その他、本事業を推進するために必要と認められる活動。

《Bタイプ：パラリンピック競技等における海外アスリート支援に取り組む団体》

事業の委託を受けた団体（以下、「団体」という。）は、以下の内容について実施するものとする。

- (1) 紛争等国内の情勢により、自国内で十分な練習環境が確保できない海外アスリートによる日本及び近隣のアジア地域で競技大会への出場等を目的として日本国内で行う合宿やトレーニング等の支援に取り組む中央競技団体（NF）に対して、活動費用の支援や情報提供を含む必要な支援を行う。
- (2) 委託事業者から支援を受けたNFは以下の事業内容を実施するものとする。
 - ① 渡航支援
上記（1）に規定した海外アスリートや帯同するコーチ、その他スポーツ庁と協議の上必要と認められる者（以下「アスリート等」という）の渡航を支援する。
（例：日本⇄当事国間、日本⇄競技大会開催地間）
 - ② 日本国内滞在中の支援
支援対象となったアスリート等が日本国内で実施する事前・事後の合宿及び練習会場における必要経費、移動や滞在、通訳、受入団体・自治体等との交流等に必要経費を支援する。
 - ③ 事業終了後速やかに、事業報告書及び書証類を委託事業者へ提出する。
- (3) 委託事業者は、上記（1）のNFを募集する。

- (4) NFは申請時に、支援対象とするアスリート等、支援方法や時期、支援対象とする活動、支援経費内訳、競技大会等への参加予定を含む実施計画を委託事業者へ提出することとする。なお、支援対象のアスリートは以下の1.から3.の競技大会に出場すること、または4.に該当することを条件とする。
1. 公益財団法人日本パラリンピック委員会加盟競技の国際競技連盟が主催又は公認等すること。
 2. 公益財団法人日本パラリンピック委員会加盟競技各競技団体が主催、共催又は主管等すること。
 3. 客数10,000人以上又は参加国数10か国以上が見込まれること。
 4. 上記1.から3.の競技大会への出場がない場合、相手国政府等からの書面での依頼が確認できるなど、スポーツ国際協力を通じて本邦のプレゼンス向上に資すると認められる事業であること。
- (5) NFから提出のあった実施計画を委託事業者において審査し、スポーツ庁と協議の上、採択団体及び支援対象経費を決定する。
- (6) 委託事業者からNF一団体当たりへの支援金額は4,500千円を上限とする。ただし、スポーツ庁との協議の結果、特段の必要があると認められる場合はその限りではない。
- (7) 採択されたNF及びスポーツ庁と協力し、本事業の広報活動を行う。
- (8) 事業結果説明書の提出
事業結果説明書には上記の内容を反映するとともに、以下の内容を含むこと。
1. 支援の様子がわかる写真
 2. 支援対象となったアスリートの成績
 3. 事業実施対象のNF、アスリート等における事業への満足度等聞き取り
- (9) その他、本事業を推進するために必要と認められる活動。

4. 公募対象

本事業は、スポーツに係る国際協力事業の専門的な知識と経験を有し、関係諸機関と密接な連携を図ることができる以下の団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 任意団体

ただし、(2)に該当する団体については、次の①から④までの要件を全て満たすこととする。

- ①定款、寄附行為又はこれらに類する規約等を有すること。
- ②団体等の意思を決定し、執行する組織が確立されていること。
- ③自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
- ④団体等の本拠としての事務所を有すること。

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

7. 説明会の開催

開催日時：令和5年7月13日（木）11時

開催場所：オンライン開催

説明会開催に当たっては、事前登録が必須である。参加を希望する場合、以下の宛先に電子メールにて、氏名、所属、役職、電話番号、メールアドレスを記入の上、申請すること。登録時に入力する個人情報は、参加登録の確認のみに使用し、ほかの用途には使用しない。

なお、応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

申込〆切：令和5年7月11日（火）17時必着

事前登録宛先：skokusai@mext.go.jp

8. 企画提案書等の提出方法等

- (1) 提出場所、企画競争の内容を示す場所並びに問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関三丁目2番2号

スポーツ庁参事官（国際担当）付

TEL：03-5253-4111（内線：3949）

Email：skokusai@mext.go.jp

- (2) 提出方法

① 用紙サイズはA4判とする。

② 提出方法は電子媒体による提出とする。

但し、電子媒体による提出が困難な特段の事情がある場合は相談すること。

※（3）に掲げる提出書類を電子メールに添付した上で、送信メールの件名を「ポストスポーツ・フォー・トゥモロー推進事業（国際情勢に応じた海外アスリート等支援事業）（団体名）」とし、（1）に指定するメールアドレスに送ること。

※添付ファイルのサイズは20MBを超える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。

※メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

※メール受領後、申請者に対して電子メールにより受領確認を送信する。送信後、翌日（翌日が土日や休日の場合は、次の勤務日）を過ぎても受領確認メールが届かない場合は、電話にて（1）の問合せ先へ照会すること。

- (3) 提出書類等

① 企画提案書（別添様式）

② 企画提案をする団体の概要

要覧・会社案内等、役員名簿（様式自由）を提出すること。

③ 直近の財務諸表等の資料

④ 暴力団体等に該当しない旨の誓約書（別添様式）（下記9.のとおり地方公共団体、

独立行政法人及び国立大学法人には適用しない。)

⑤ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し

⑥ その他必要と思われる資料

(4) 提出期限等

提出期限：令和5年7月25日（火）17時必着

(5) その他

① 企画提案書等の提出書類の作成・提出に係る費用は選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出書類は返却しないものとする。

② 企画提案書は、日本語及び日本通貨により作成すること。また、電子媒体のファイルの形式は、Microsoft Office (Word、Excel、PowerPoint (2016で閲覧可能なもの) のいずれか) 又はPDFファイル形式 (Adobe Reader DCで閲覧可能なもの) とする。

③ 公募締切日後の企画提案書等の提出、差し替え及び訂正は認めない。

9. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、暴力団等に該当しない旨の別添の誓約書を提出すること。また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書は無効とするものとする。

(3) 地方公共団体、国立大学法人及び独立行政法人については、誓約書の提出は不要とする。

10. 採択件数及び事業規模等（予算）

(1) 採択件数：Aタイプ、Bタイプでそれぞれ各1件（予定）、採択件数は審査委員会が決定する。

(2) 事業規模：44, 216千円以内

(Aタイプ 28, 903千円以内、Bタイプ 14, 953千円以内)

(3) 事業期間：契約締結日から令和6年3月31日まで

11. 選定方法等

(1) 選定方法

スポーツ庁参事官（国際担当）付委託事業技術審査委員会において、提出された企画提案書等について書類審査を実施する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準（別添）のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、原則として、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

12. 契約締結

選定の結果、契約予定者と委託事業実施計画書等を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、委託事業実施計画書等の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件が合致しない場合には契約締結を行わない場合がある。

国の契約は、契約を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約締結後でなければ事業に着手できないことに十分注意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

13. スケジュール

- (1) 公募開始：令和5年7月4日（火）
- (2) 公募締切：令和5年7月25日（火）17時必着
- (3) 審査：令和5年7月下旬～（予定）
- (4) 委託決定、契約締結：選定後、速やかに委託の決定を通知し、契約を締結する
- (5) 契約期間：契約締結日から令和6年3月31日まで

14. その他

- (1) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (2) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (3) 本事業の実施に当たっては、本事業委託要項、公募要領、スポーツ庁委託事業事務処理要領、委託契約書、ほか別に定める規程等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (4) 団体等は、委託事業の実施に当たり、成果報告書等成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁委託事業であることを明記しなければならない。
- (5) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等は回答できない。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (6) 事業実施に当たっては、契約書及び業務計画書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取り消しなどによって記載した内容と異なる状況になった場合には速やかに発注者に届け出ること。
- (7) 再委託が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連きぎょうへの支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (8) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。

[契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、遅延なく以下の書類を提出いただく必要があるため、事前の準備を十分にしておくこと。再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも周知すること。

- ・事業計画書（委託事業経費予定額内訳を含む）
- ・委託事業経費予定額内訳（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（人件費単価表、旅費・謝金単価表、旅費支給規程、見積書、一般管理费率算定根拠資料など）
- ・再委託に係る業務委託経費内訳
- ・別紙（銀行口座情報）